平成２７年（フ）第４５号
鹿児島県奄美市住用町大字市94番地
債務者　西田　　勝
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第１５号
鹿児島県枕崎市岩戸町456番地
債務者　飯伏　　琳
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２７年（フ）第３９号
群馬県桐生市新里町新川1215番地７　グランシード新里Ｃ一102
債務者　赤井　貴子
1　決定年月日時　平成27年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第１１８号
山梨県甲府市善光寺町2953番地７
債務者　三村　岸子
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２１号
山梨県南アルプス市加賀美2057番地１
債務者　青柳　祐未
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６６号
三重県桑名市大字東方2833番地　サニーコート桑名202
債務者　田村　　寛
1　決定年月日時　平成27年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第８８号
三重県四日市市富田一色町33番43号　森アパート103
債務者　照井　　治
1　決定年月日時　平成27年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第９０号
三重県員弁郡東員町大字南大社890番地
債務者　西　あずさ（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成27年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第９９号
三重県四日市市智積町3008番地13、前住所三重県四日市市末永町６番28号
債務者　友定　保美
1　決定年月日時　平成27年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１０５号
三重県亀山市川合町779番地25
債務者　鈴江　正一
1　決定年月日時　平成27年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１０８号
三重県三重郡川越町大字当新田463番地　メゾン・ド・ローレライ103号
債務者　村川あゆみ
1　決定年月日時　平成27年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１１１号
三重県四日市市高角町1116番地１
債務者　木村　　司
1　決定年月日時　平成27年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１７１号
滋賀県甲賀市水口町東名坂29番地一106号、前住所滋賀県湖南市三雲1467番地10
債務者　松本　　洋
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３７５号
京都市右京区太秦安井一町田町２番地　アバンサール天神川202、前住所京都市右京区太秦藤ケ森町22番地の31
債務者　吉田　繁樹
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３７６号
京都市右京区太秦安井一町田町２番地　アバンサール天神川202、前住所京都市右京区太秦藤ケ森町22番地の31
債務者　吉田奈都子
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４６２号
京都市中京区西ノ京冷泉町25、住民票上の住所京都市中京区西ノ京南円町125番地の１
債務者　横田ひとみ（旧姓堀口）
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４８３号
京都府綴喜郡宇治田原町大字荒木小字東出11番地の１
債務者　奥村　忠雄
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係